

道路占用許可申請書作成のてびき

【雨水及び合併処理浄化槽排水の道路側溝への接続】

令和元年10月
成田市道路管理課

雨水及び合併処理浄化槽排水の道路側溝への接続

1. 雨水接続の原則

- ・雨水処理は宅内処理が原則。ただし、オーバーフロー分の接続は可能。
- ・接続箇所は、1宅地で1ヶ所に限ります。
- ・官民境界から側溝までの距離と占用する道路によって申請書が異なります。

	官民境界から接続先までの距離	
	30cm 以上	30cm 未満
道路法で認定されている道路	道路占用許可申請書 (道路法 32 条申請)	道路工事施行承認申請書 (道路法 24 条申請)
法定外公共物 (赤道・青道など)	法定外公共物占用許可申請書	法定外公共物土木工事等 施行許可申請書

※（参考図）「5. 平断面図で明記すべき事項」における③

- ・管の縦断方向の敷設は認めません
※L字溝付近の集水柵へ接続する際は、斜めに管を敷設することはできません。
- ・接続先の側溝のコンクリート蓋をグレーチング蓋に交換し、盗難防止フックを施工してください。

2. 接続管の口径について

- ・戸建住宅：φ50

※合併処理浄化槽排水を接続する場合にあっては、φ100

- ・集合住宅等：

オリフィスを使用する場合

オリフィス径(表.1)がφ100 以下の場合：接続管 φ100

オリフィス径(表.1)がφ125 以上の場合：接続管 φ150

オリフィスを使用しない場合

表.1の「接続管の口径」の大きさと接続

※下流の排水能力によっては、さらに口径を絞ることが必要となる場合があります。

表. 1

排水面積	オリフィスの径 (接続管の口径)
2,000 m ² 以下	φ 65mm
3,000 m ² 以下	φ 75mm
5,000 m ² 以下	φ 100mm
7,000 m ² 以下	φ 125mm
10,000 m ² 未満	φ 150mm

3. 提出書類について

道路占用許可申請書又は

道路工事施行承認申請書・・・2部

道路工事等協議書・・・2部

(通行規制が生じる場合のみ)

- ・位置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・(保安図) ... 道路工事等協議書を提出するときのみ

- ・位置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・保安図

※なお、通行止めにする場合は、【区長の同意書】と【う回路図】の添付が必要となります。

※区長の連絡先などは、成田市役所 市民協同課(TEL:0476-20-1507)にて確認できます。

4. 申請書

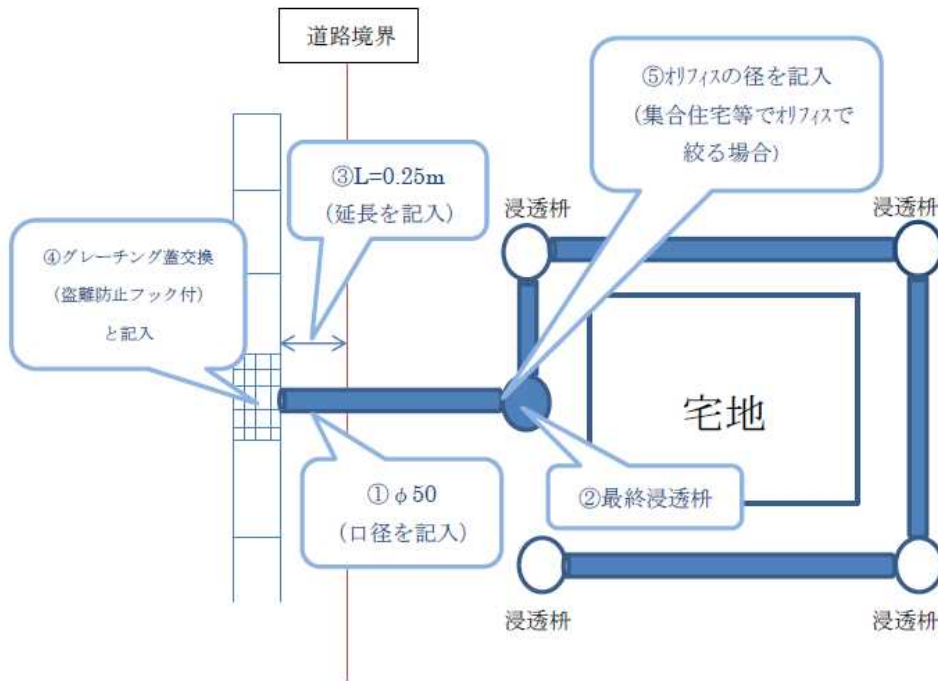
- ・規模には、口径と外径を記入してください。

記載例

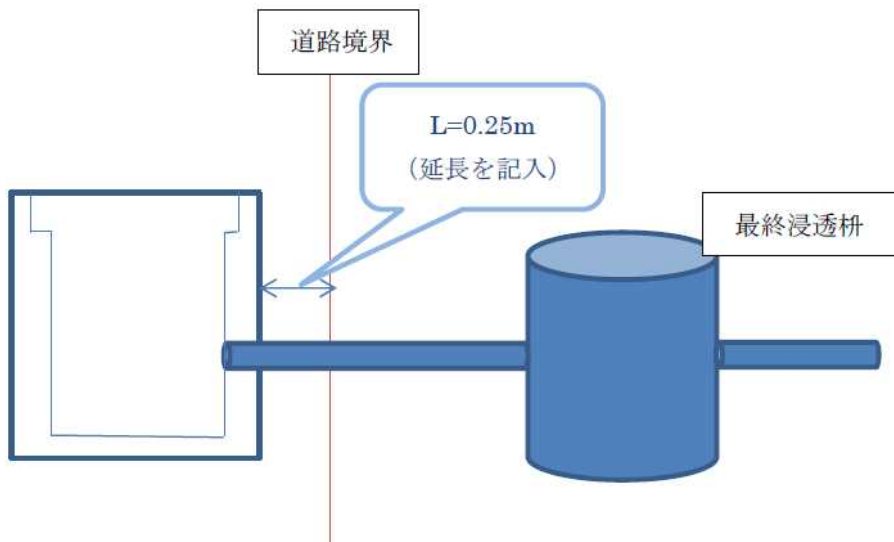
	名 称	規 模	数 量
占用物件	排水管	φ50(外径65mm)	L=0.25m

5. 平断面図で明記すべき事項

- ・雨水のみの場合
平面図



断面図

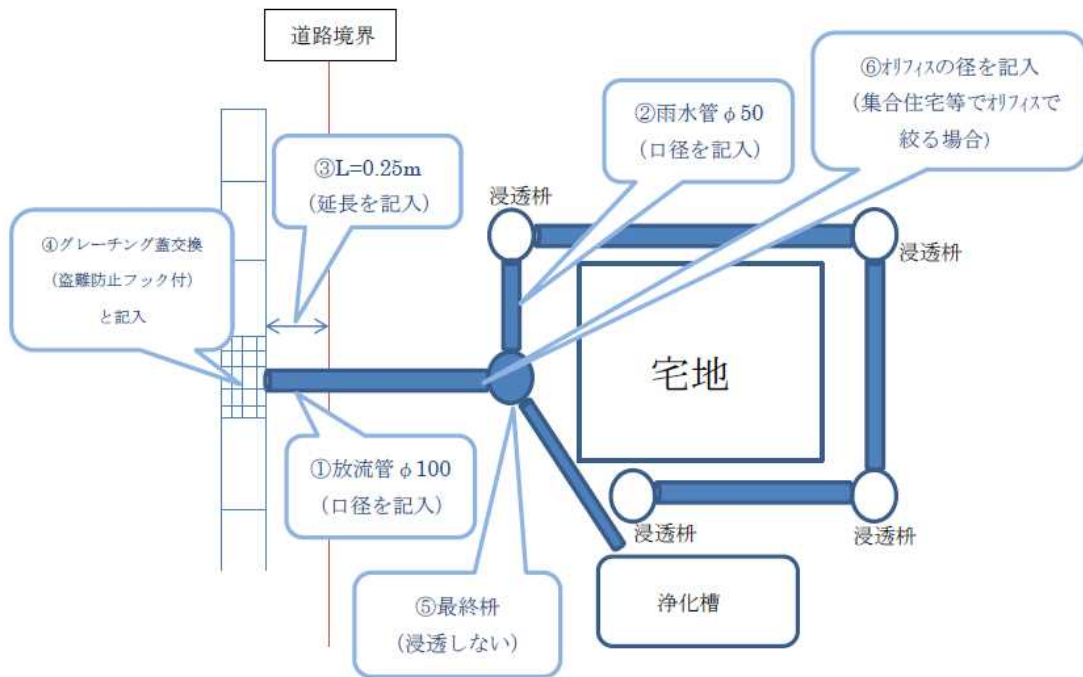


・雨水と浄化槽の場合

※最終枘にて雨水と浄化槽の排水をまとめて、側溝へ接続となります。

なお、最終枘は浸透しないものとします。

平面図



断面図

